

10- (2) 騒音に係る環境基準の類型指定地域

対象市町 (19市8町)	地域の類型	類型をあてはめる地域
鹿児島市 志布志市 鹿屋市 奄美市 枕崎市 南九州市 阿久根市 伊佐市 出水市 始良市 指宿市 さつま町	A	都市計画法の用途地域のうち 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
西之表市 湧水町 垂水市 錦江町 薩摩川内市 肝付町	B	都市計画法の用途地域のうち 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
日置市 中種子町 曾於市 瀬戸内町 霧島市 和泊町 いちき串木野市 知名町 南さつま市	C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

※ 本県においては、AA類型に指定している地域はない。

10- (3) 航空機騒音に係る環境基準 (昭和48年12月27日環境庁告示第154号)

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値 (単位: WECPNL)
I	70以下
II	75以下

(注) I を当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II を当てはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル (計量単位デシベル) 及び航空機の機数を記録するものとする。
 (2) 航空機騒音の評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の式の算式により1日ごとの値 (単位: WECPNL) を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

$$\text{算式 } \overline{dB(A)} + 10\log_{10}N - 27$$

(注) $\overline{dB(A)}$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。 $N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$

- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。